

あすの景観をつくる

洲本市古茂江海岸地区ガイドライン



さわやかな県土づくり



兵庫県都市住宅部都市政策課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
☎078-341-7711 内線4630

兵庫県

はじめに

洲本市は、瀬戸内海の東域におだやかな姿を浮かべる淡路島の中央南東部にあって、大阪湾に面し、神戸及び大阪までの海上直線距離は、約50～70kmの位置にあり、「リゾート感覚あふれる交流文化都市」づくりを目指しています。

この古茂江海岸地区は、三熊山の南東の麓の海岸線に沿った一帯に位置し、背後に緑、前面に海というとりわけ自然環境に恵まれたところです。

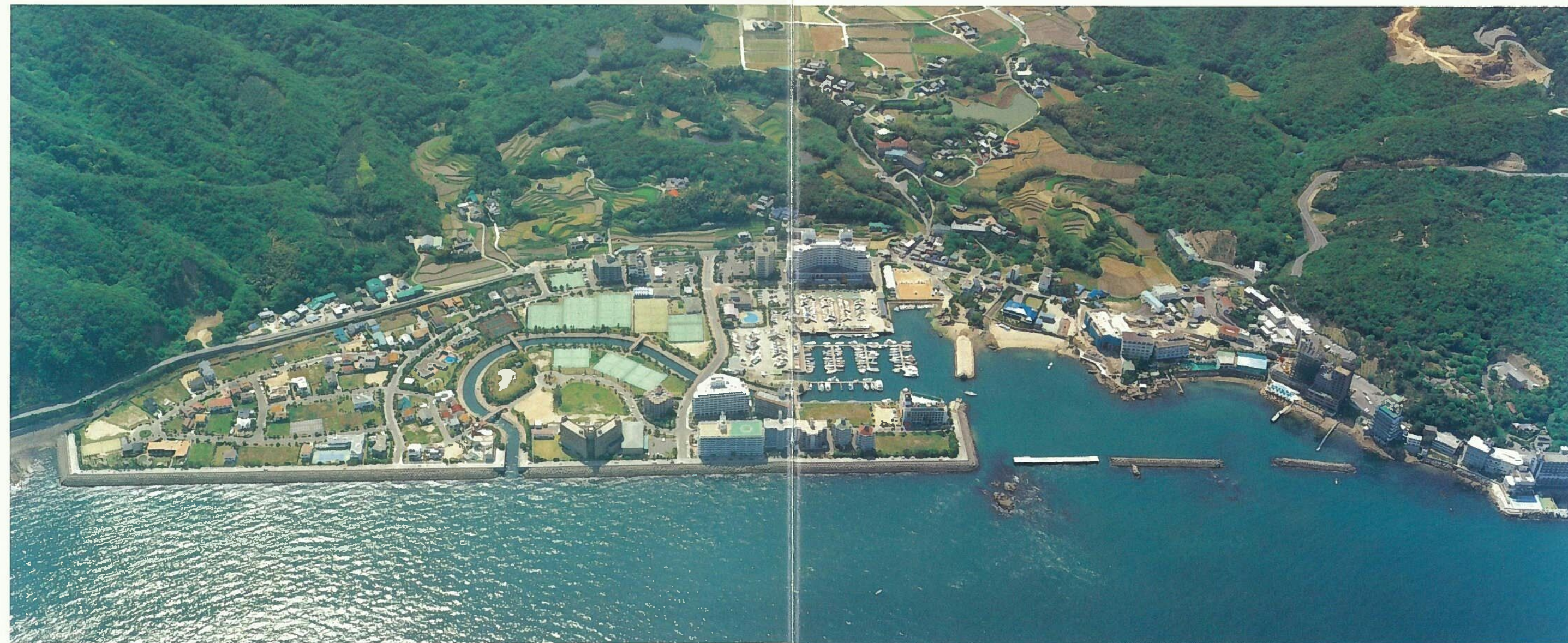
また、この地区は洲本市制30周年記念事業として建設された古茂江港を中心とした埋立地と、県道洲本南淡線沿いに立地するホテルを中心とした温泉旅館街からなっています。

特に埋立地は、「リゾート開発のモデル」とも言われ、マリナーや運河を中心にホテルやマンション、別荘などが立地し、宿泊の拠点としてだけでなく、住む人と訪れる人の交流の場となっています。

この「ガイドライン」では、当地区をリゾート地としてよりふさわしく、質が高く、明るく活気のある景観を作り出すため、地区内での建物づくりについて、その考え方、あり方を提案しています。



▼古茂江海岸地区全景



▲旅館街ゾーン



▲マリナー地区ゾーン



▲別荘・住宅地区ゾーン



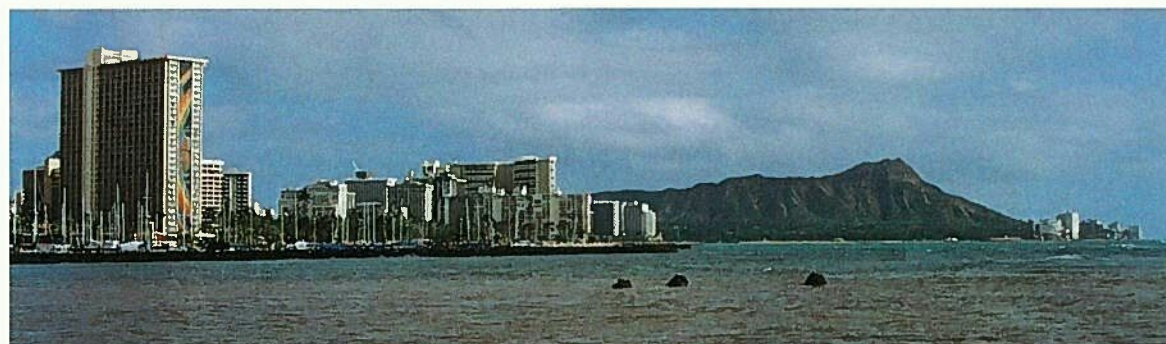
目次

はじめに.....	1
1. リゾート感覚あふれるまちづくり.....	3
2. 地区と基準.....	5
3. まちづくりのルール.....	8
4. 海辺のアルバム.....	13
5. マンセル色票系について.....	14
6. まちづくりのお手伝い.....	15
7. 届出の手続き.....	17
参考	
都市景観の形成等に 関する条例(抜粋).....	18

1 リゾート感覚あふれるまちづくり

■リゾート感覚あふれるまちづくりとは…

自然を見せる



山や海の見える景観を大切にしましょう

にぎわい



人々が集まり交流する場をつくりましょう

さわやかに

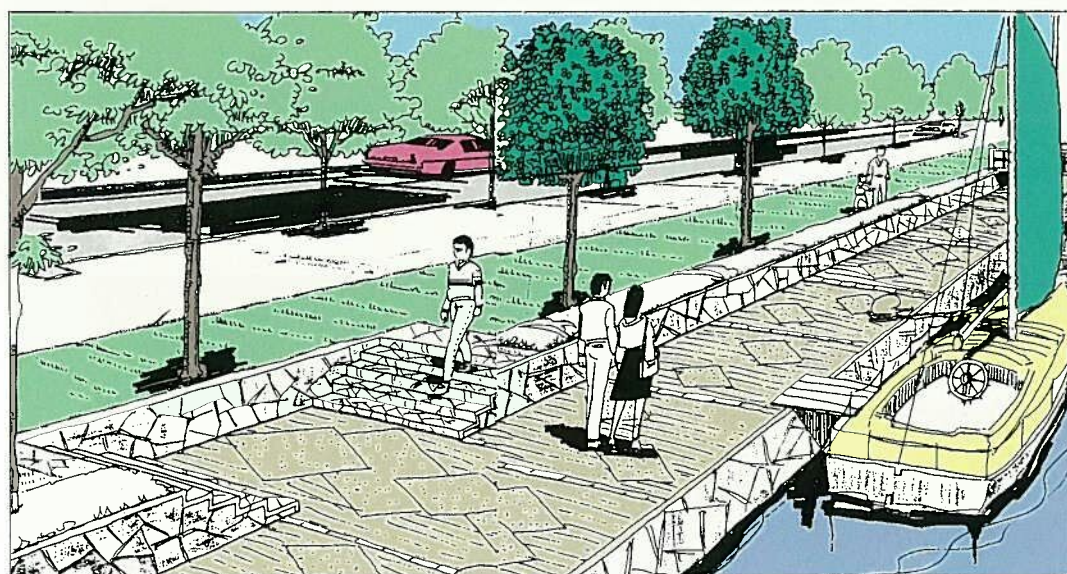


派手な広告やゴミの少ないまちにしましょう



いつも笑顔のたえない楽しいまちにしましょう

明るく



ゆとりとやすらぎ

水辺や木陰を有効に利用しましょう

■古茂江海岸地区では3つのゾーンに分けて景観形成を進めます。

旅館街ゾーン



旅館街ゾーンは、淡路島を代表する温泉地であり、観光客の最も多く訪れるところです。和風の落ち着いた雰囲気を出しつつも、マリーナ地区との関係に配慮した明るくさわやかな景観形成を進めます。

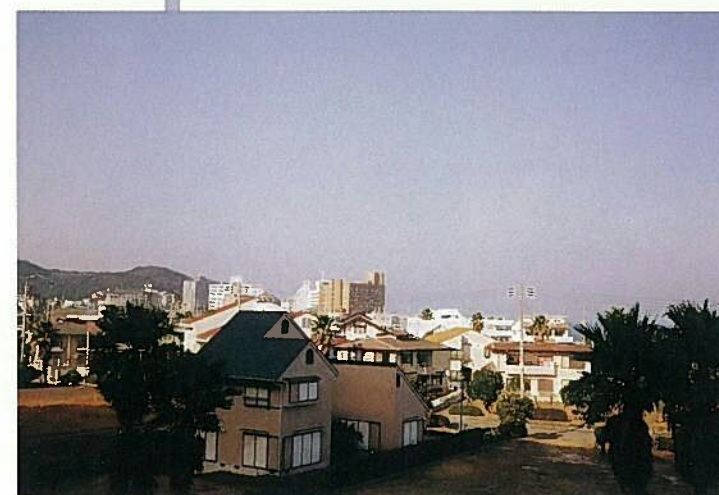


マリーナ地区ゾーン

マリーナ地区ゾーンは、当地区の中心に位置し、淡路島の海洋リゾート基地の拠点となるところです。ホテル、マンションとマリーナを中心にリゾート感覚あふれる景観形成を進めます。



別荘・住宅ゾーン



別荘・住宅ゾーンは、そこに住む人と訪れる人との交流の場となるところです。海辺の住宅地にふさわしい、ゆとりとやすらぎの感じられる景観形成を進めます。



2 地区と基準



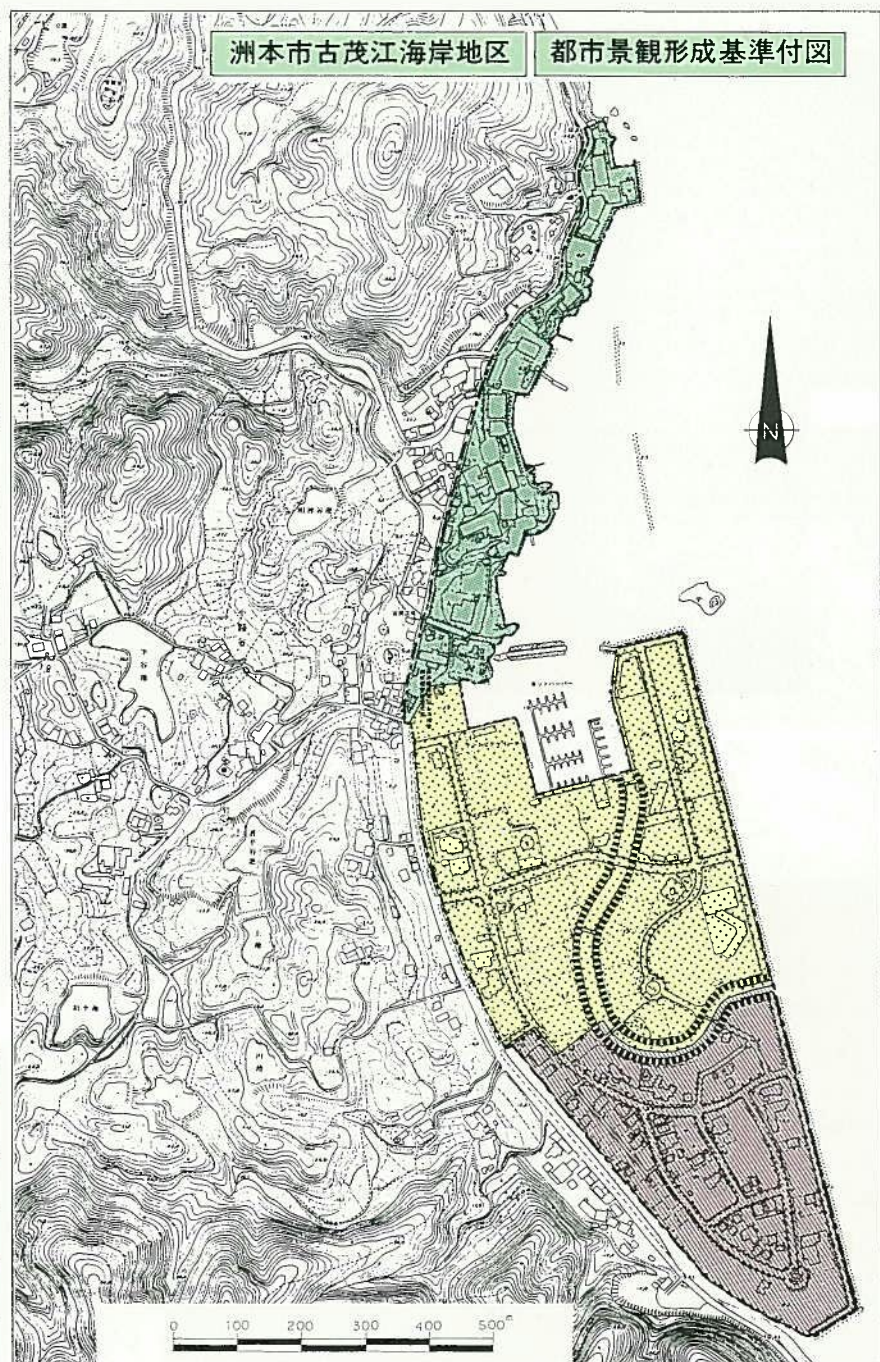
地区 指定区域の考え方

古茂江海岸地区は、「総合保養地域整備法」にもとづく基本構想では、洲本海洋村として、また洲本市の総合基本計画でも「海洋性リゾート地の拠点」として位置づけられています。

また、埋立地については、分譲特約によって一定水準の都市景観の形成が図られ、全国的にもリゾート地のモデルとして知られていることから、今後、より一層の良好な都市景観の形成を図る必要性が高まっています。

このため、当地区を都市景観形成地区として指定することは、今後の淡路島におけるリゾート地の景観を考えていく上で、先導的なモデルとしての役割を果たすものです。

凡 例	
	指定区域
	旅館街ゾーン
	マリーナ地区ゾーン
	別荘・住宅ゾーン
	運河景観通り



基準 都市景観形成基準の考え方

本地区においては、埋立地を中心に、リゾート地としてよりふさわしく、質が高く、明るく活気のある景観とします。さらに、全体として山麓の緑や海辺を活かす道路や運河、護岸と一体となった建築物及び敷地の景観の整備に努め、ゆとりとやすらぎの感じられる都市景観の形成を図ります。

このため、基準策定にあたっての基本目標を以下のとおり定めています。

基本目標

1 建築物群としてリズム感があり、まとまった空間をつくる

海や山からの眺望、ゾーン相互の見る、見られるの關係に配慮したまち並みをつくる。



2 海や山の景観を大切に、水辺や山麓にふさわしい表情をつくる

地区の背景となる山麓や海への視野を確保し、海辺や山麓にふさわしい意匠で空間を構成する。



3 人に親しみやすい緑豊かなファサードをつくる

建築物の道路からの後退などによって開放された空間や植栽帯を確保し、人にやさしい空間をつくる。



4 リゾート地にふさわしい景観をつくる

意匠や色彩などを工夫するとともに、広告物やゴミ置き場を整序し、さわやかな空間を構成する。



洲本市古茂江海岸地区都市景観形成基準

3つのゾーンに区分し、それぞれの特性に応じた基準を定めています。

次表のとおりとする。ただし、知事が都市景観形成審議会の意見を聴いたうえ、本地区のすぐれた都市景観を創造するため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、これによらないことができる。

区 域	項 目		建 築 物	工作物
指定区域全域	意匠	外構	・垣、柵、塀は植栽の併用等によりうるおいを高めるものとする。ただし、越波対策上必要な場合はこの限りでない。 ・平板な大壁面が生じないよう、壁面の仕上げ及び窓辺等の演出に工夫する。 ・建築物群として三熊山や海からの眺望を考慮した形状とする。 ・建築物の内部に取り込むか、目立たない位置に設置する。これによりがたい場合には、目隠し等の修景措置を講ずるよう努める。	同 左
		壁面 屋根 壁面・屋上の設備		
	材料	外壁・屋根	・耐候性及び耐潮性のある素材を用いる。	同 左
	色彩	外壁 屋根	・外壁の基調となる色は、低い彩度の落ち着いたものとする。ただし、単調とならないようアクセントカラー等の使用に努める。 ・屋根の基調となる色は、原則として低い彩度の落ち着いたものとする。	同 左
旅館街ゾーン	規模	高さ	・60m以下とする。	同 左
		意匠	屋根	・変化のあるスカイラインを形成するため、勾配屋根又は勾配屋根風とするよう努める。
	色彩	外壁	・外壁の基調となる色は、和風のイメージをもつよう、Y R(橙)系又はY(黄)系の明度6以上で、彩度は3以下とする。	同 左
		屋根	・屋根の基調となる色は、落ち着いた雰囲気を出そう、Y R(橙)系又はY(黄)系の明度6以下で、彩度は2以下とする。	同 左
マリーナ地区ゾーン	規模	高さ	・31m以下とする。ただし、海や山への眺望を確保するよう形状が工夫されたものについてはこの限りではない。	同 左
		意匠	屋根	・建築物群として軽やかなスカイラインを形成するため、屋根の形状を工夫するものとする。
	色彩	外壁	・外壁の基調となる色は、海洋リゾート地としての明るさや上品さを醸し出そう、明度は7以上とし、彩度は2以下とする。	同 左
		屋根	・屋根の基調となる色は、自然環境との調和を図るよう、明度は4以上とし、彩度は3以下とする。	同 左
その他	駐車場	・駐車台数が20台を超える一団の駐車場では、高さ1.2m以上の生垣を周囲に設けるとともに、表面仕上げについてもうるおいが感じられるよう、芝等の使用に努める。		
運河景観通り沿い	位置	建築物	・建築物は、運河の境界から3m以上後退させ、水辺へのアクセスや眺望を妨げないものとする。	同 左
別荘・住宅ゾーン	位置	建築物	・建築物は、緑地帯を確保するため、水路又は道路の境界から3m以上後退させる。ただし、敷地の形状等により、これによりがたい場合はこの限りでない。	同 左
	規模	高さ	・10m以下とする。	同 左
	意匠	屋根	・原則として勾配屋根とする。また、勾配の統一に配慮するとともに、通り毎に方向を合わせるよう努める。	同 左
	色彩	外壁 屋根	・外壁の基調となる色は、落ち着いたものとなるよう、明度は4以上とし、彩度はR(赤)系、Y R(橙)系、Y(黄)系では3以下、その他の色相については2以下とする。 ・屋根の基調となる色は、リゾート地域の住宅にふさわしくなるよう、明度は6以下とし、彩度はY R(橙)系では9以下、その他の色相については3以下とする。	同 左
運河景観通り沿い	位置	建築物	・建築物は、運河の境界から3m以上後退させ、水辺へのアクセスや眺望を妨げないものとする。	同 左

(注) 各ゾーンの位置は、洲本市古茂江海岸地区都市景観形成基準付図に示すとおり(5ページ)

3 まちづくりのルール



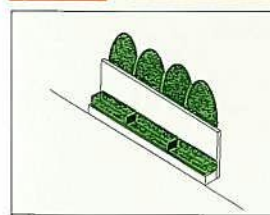
ここでは、前ページにある「洲本市古茂江海岸地区都市景観形成基準」をわかりやすく解説しています。

外構・植栽

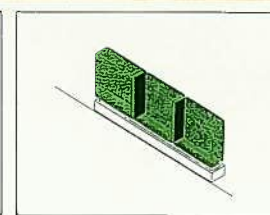
門・塀のまわりは歩行者が最も目にする場所です。美しいまちづくりを進めるために、緑とうるおいに満ちた、楽しい空間づくりに努めましょう。

塀

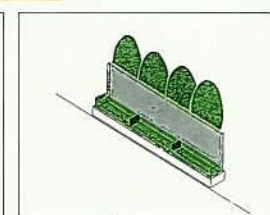
植栽の併用によりうるおいを高める



前面および上部に植栽する○



生け垣とした場合◎

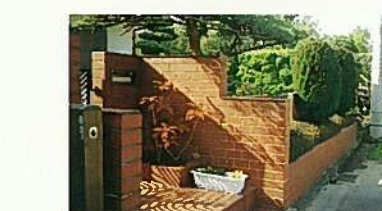


透視性のある柵を使用した場合◎



材料

自然系素材を使う



◀ タイル

樹種

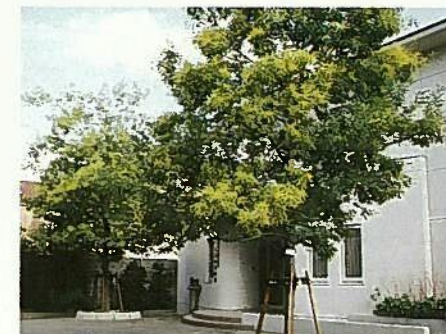
亜熱帯または暖温帯性の樹種を基調とする



▲フェニックス



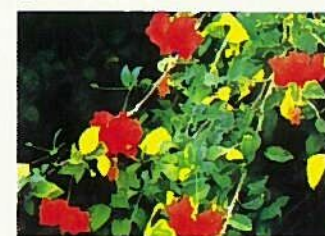
▲アメリカティゴ



▲ツイン・ツリーにする



▲クスノキ



▲ハイビスカス

ツイン・ツリーとは？

- ① 建物の周辺(特に前面)のオープンスペースに植栽され
- ② 地域の特性に応じた
- ③ 複数の高木(3m以上)

外壁

外壁は道路や公園から最もよく見える建築物の「顔」とも言えるところ。基調となる色は、派手な目立つ色は使用せず落ち着いたものにし、表情豊かなリゾート地らしい雰囲気演出をしよう。

材料

汚れにくい材料を使用する



▲タイル○



▲自然石○



▲木材○



▲トタン×

演出

楽しい雰囲気を演出する



▲飾り窓



▲窓辺の花



▲出窓

色彩

低彩度の落ち着いた色を使用する



▲白は海によく似合う



▲黒は重くしずんだ感じがする

意匠

表情豊かな壁面にする



▲バルコニーに変化をつける



▲モチーフを使う



▲化粧目地にする

壁面設備

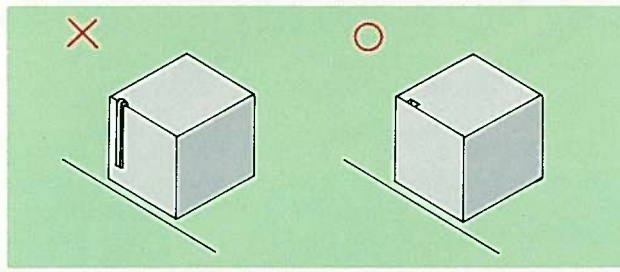
目立たないようにする



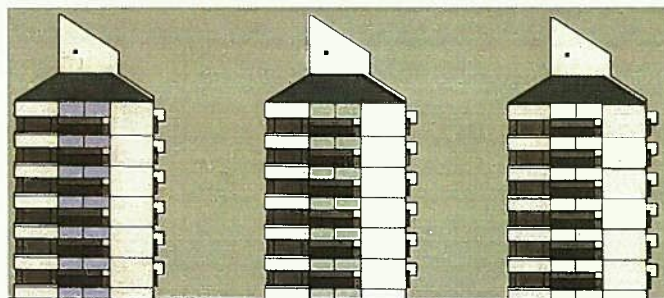
▲屋外階段



▲クーラー室外機



▲給水管、ダクト等は外壁面に露出させないようにする



▲アクセントカラーを使用する

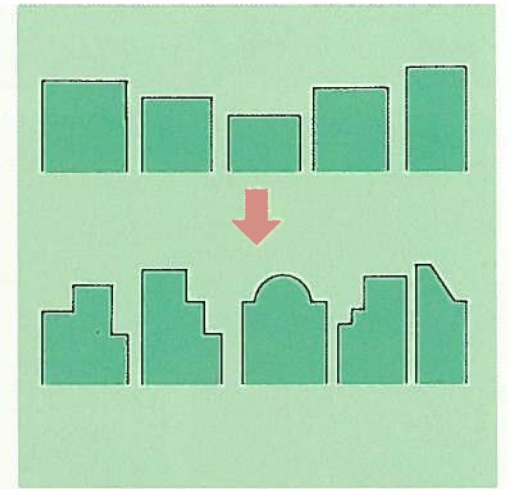
ゾーン	旅館街ゾーン	マリーナ地区ゾーン	別荘・住宅ゾーン
基準	和風のイメージをもたす。 色相：YR(橙)系またはY(黄)系 明度：6以上 彩度：3以下	海洋リゾート地としての明るさや上品さを醸し出すようにする。 色相：全色相 明度：7以上 彩度：2以下	落ち着いたものとする。 色相：全色相 明度：4以上 彩度：R(赤)系、YR(橙)系、Y(黄)系 3以下 その他 2以下
おすすめ色	5Y 8/1 5Y 7.5/2.5 10YR 7/2 2.5Y 6/2	5Y 8.4/0.5 N 8.0 10GY 8.5/0.5 10B 9/2	N 9.0 2.5Y 8.5/0.8 7.5YR 8/1 2.5GY 7.5/0.5

屋根

三熊山や海から地区の全域を見渡した時、屋根の形状、色彩は地区のイメージを決定づける重要な要素です。各ゾーンごとに、特徴のあるリズムカルなスカイラインを形成するように配慮しましょう。

スカイライン

海や山からの眺望を考慮する



▲マリーナ地区ゾーンでは、陸屋根はできるだけ避けて、形状に工夫しましょう

意匠

旅館街ゾーン、別荘・住宅ゾーンでは勾配屋根とする



▲勾配屋根▲



▲別荘地のままとりのある屋根並

色彩

低彩度の落ち着いた色を使用する



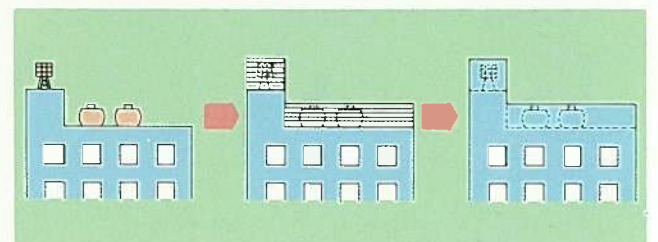
▲高級リゾート地の雰囲気が漂う



▲彩度が高くバラバラ

屋上設備

目立たないようにする



▲目隠しや外壁と同様のバラベットにする

ゾーン	旅館街ゾーン	マリーナ地区ゾーン	別荘・住宅ゾーン
基準	落ち着いた雰囲気を醸し出す。 色相：YR(橙)系またはY(黄)系 明度：6以下 彩度：2以下	自然環境との調和を図る。 色相：全色相 明度：4以上 彩度：3以下	リゾート地区の住宅にふさわしいものとする。 色相：全色相 明度：6以下 彩度：YR(橙)系 9以下 その他 3以下
おすすめ色	7.5YR 3/2 2.5Y 3/2 N 4.0 N 3.0	5Y 5.5/1 5B 5.5/1 N 6.0 N 4.0	N 5.0 5YR 2/1.5 5BG 2.5/1 7.5B 1.5/3

附属施設

車庫、自転車置き場、倉庫、ごみ置き場などの附属施設は、生活上必ず必要なものですが、ともすれば美しいまちなみの連続感を損ねかねないものです。目立たない位置に設置するとともに、建築物本体と調和したものにしましょう。

建築物と調和させる

目立たない位置に設置する



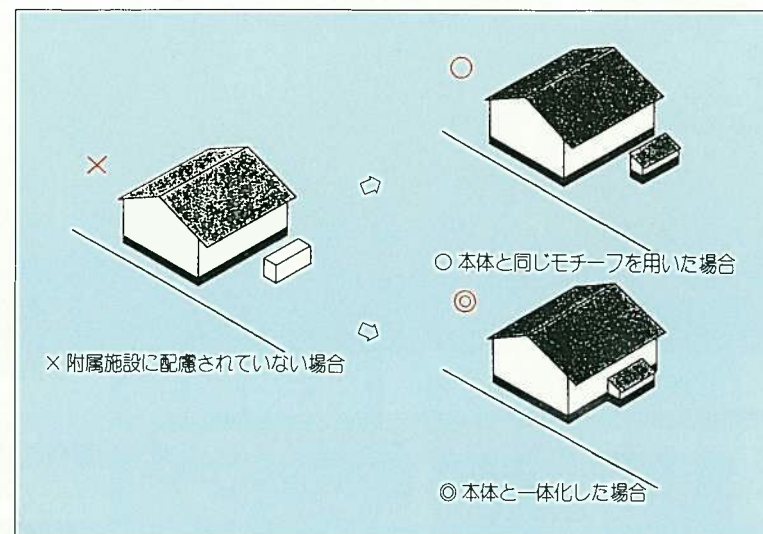
▲カーポート



▲倉庫



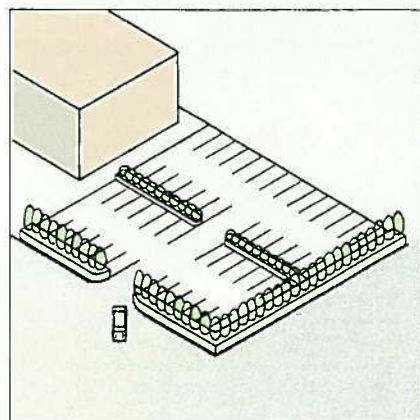
▲自転車置場



駐車場

大規模な駐車場は、広い面積が舗装などにより覆われるため、味気ない空間をつくりがちです。周囲を生け垣等で目隠しするとともに、表面仕上げについても工夫し、うるおいの感じられるものにしましょう。

生け垣などにより目隠しをする



▲生け垣による目隠し



▲目隠しも緑もない味気ない駐車場

芝等の使用に努める



▲グラス型インターロッキング



▲場内緑化

掲出物

掲出物は、シングル・サインの考えに基づき、すっきりとしたさわやかなリゾート空間づくりに努めましょう。

屋上に広告塔を設置しない

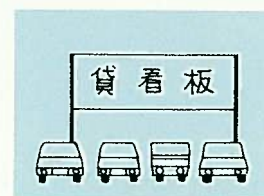


▲ワンポイント的に小さくすっきりしたサイン

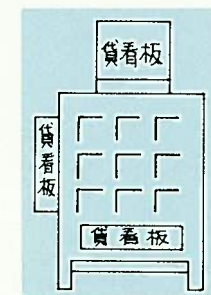


▲派手な屋上広告

貸し看板はやめる



▲駐車場などで野立看板は設置しない



▲必要以上の広告はやめる

シングル・サインにする

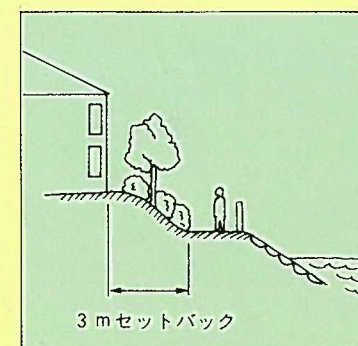


シングル・サインとは？

- ①形態・色彩とも簡素
- ②豊かな内容を伝達できる洗練された
- ③自然、歴史、文化などの地域特性と調和した屋外広告物で
- ④結果として地域の良好な雰囲気づくりに資するもの

運河景観通り

当地区の中心を流れる運河沿いは、ここを訪れる人々にうるおいとやすらぎを与えるリゾート地にふさわしい場所にしましょう。そのためには、水辺へのアクセスや眺望を妨げない工夫や、美しい景観の演出にも積極的に努めましょう。

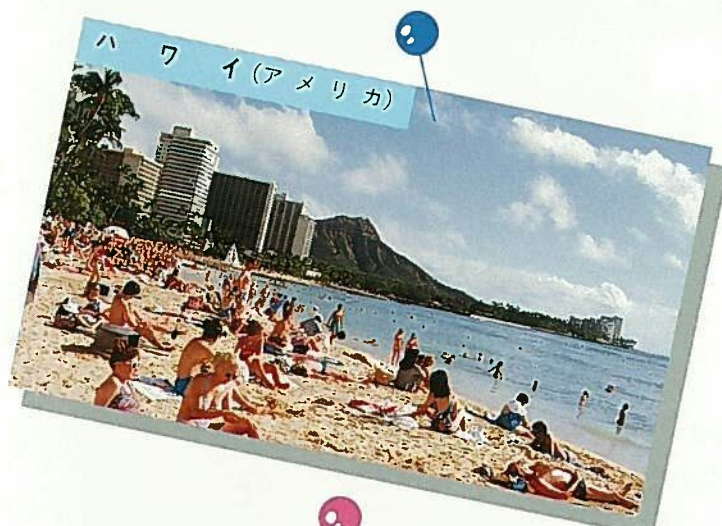


4 海辺のアルバム



代表的なマリニリゾート地には、自然と調和した美しい建築があります。

■目標は日本の…世界のマリニリゾート



ハワイ (アメリカ)



グラン・モット (フランス)



ポール・グリモ (フランス)



コスタ・デル・ソル (スペイン)



ゴールドコースト (オーストラリア)



ハウス・テンボス (日本)

5 マンセル色票系について

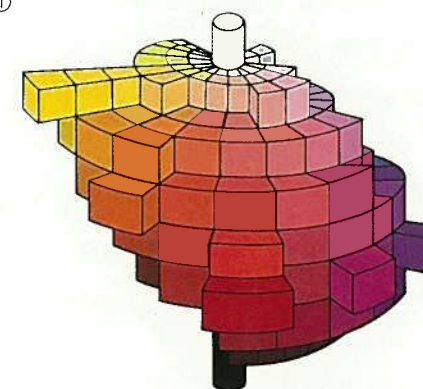
■色彩の資料(マンセル色票系について)

兵庫県の景観形成基準等では、色彩に関する基準の中でJISによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは1905年、マンセル氏(A.H.Munsell)によって考案されたもので、物体表面の色を色味(色相 Hue)、明るさ(明度 Value)、あざやかさ(彩度 Chroma)の三つの属性によって表示したものです。

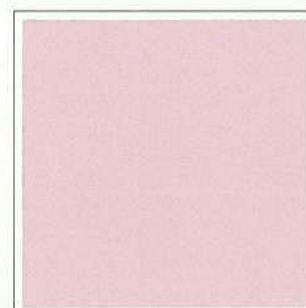
図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の無い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑…等、各色味の環があります。

色立体 図①



…左の色は？

この色をマンセル色票系で表してみると次のようになります。



桜色

マンセル色票系で表すと

10RP 9 / 2

(色相) (明度) (彩度)

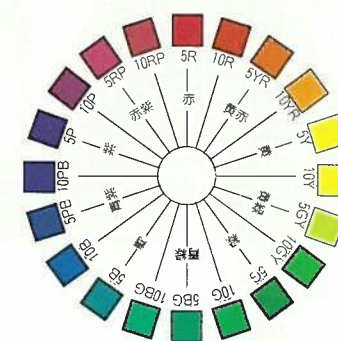
右の結果からこの桜色をマンセル色票系で表すと、10RP9/2であることがわかります。

●まず色相(色味)は図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これで見ると、色相は10RP(RP=赤紫)であることがわかります。

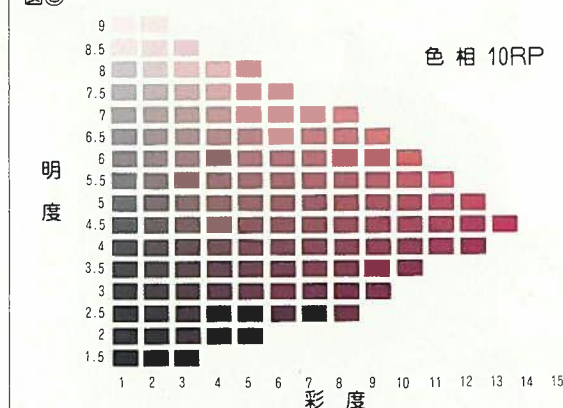
●次に明度(明るさ)は図③は図①の色立体10RPの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相10RPの色が並んでいます。これで見ると明度は9であることがわかります。

●最後に彩度(あざやかさ)は同じく図③でみると彩度2であることがわかります。

マンセル色相環 図②



10RP 図③



注意

印刷によって実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。

詳しくは土木事務所建築課にマンセルブックがありますので確認して下さい。

6 まちづくりのお手伝い

—都市景観形成助成事業—

兵庫県では、民間の方々が行う都市景観の形成を積極的に支援するため、助成金をお渡しする都市景観形成助成事業を実施しています。

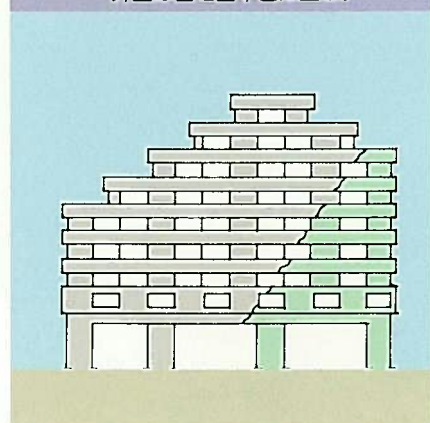
都市景観形成地区に指定されますと、その事業の適用があり、その地区内で建築物や門またはへの新築、増改築または大規模な修繕などを都市景観形成基準に適合するように行う場合、一定の助成率、限度額の範囲で助成金が受けられます。(民間空間修景事業)。

また、自治会など地域の団体で、その地区内でポケットパークやストリートファニチャー(ベンチ、公衆電話ボックス等)の整備を景観形成計画に適合するように行う場合も同じように助成金が受けられます。(公共空間修景事業)。

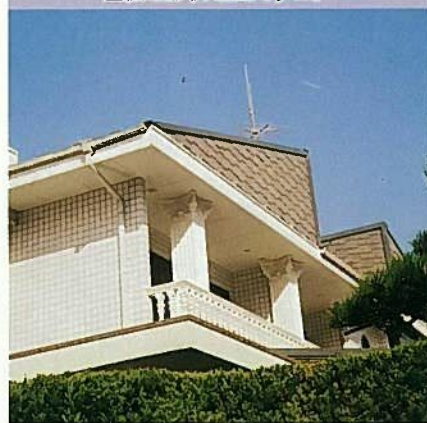
なお、全県で展開しているシングル・サイン運動とツイン・ツリー運動の実施について助成金が受けられることはもちろんです。

●民間空間修景事業の例

外壁の色を基準色に塗る。

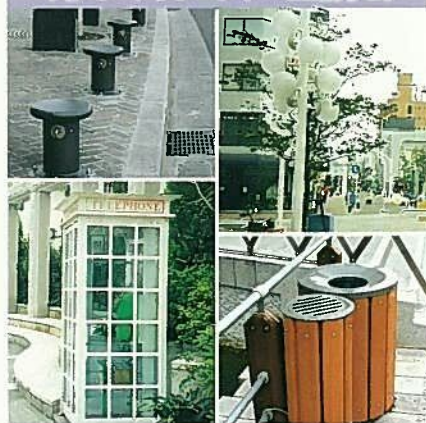


屋根の形状を工夫する。



●公共空間修景事業の例

ストリートファニチャーを整備する。



●シングル・サインの実施の例

簡素でありながら洗練され、地域に調和した屋外広告物とする。



●ツイン・ツリー実施の例

建物の周辺に地域に調和した高木を植栽し、ゆとりの空間をつくる。



●助成内容

(1) 民間空間修景事業

経	費	助 成 率	助成限度額(万円)
①基本設計および実施設計に係る経費		1/4	25
②建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	100
③門またはへの新築、増築、改築、大規模な修繕または大規模な模様替えに係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	50
④建築設備(屋上設備)の囲いの設置に係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	25
⑤かき、または柵の新設改良に係る工事費のうち外観に係る経費		1/4	25
⑥外観の過半にわたる色彩の変更に係る経費		1/4	50
⑦その他助成することが適当と認められる経費		1/4	25

(2) 公共空間修景事業

①ポケットパークの新設整備または改良整備に係る経費	1/3	100
②ストリートファニチャー(ベンチ、公衆電話ボックス等)の新設整備または改良整備に係る経費	1/3	50
③公共サイン(案内地図板、施設誘導板)等の新設整備または改良整備に係る経費	1/3	50
④その他助成することが適当と認められる経費	1/3	50

(3) シングル・サイン

シングル・サインの実施に係る経費	1/4	10
------------------	-----	----

(4) ツイン・ツリー

ツイン・ツリーの実施に係る経費	1/4	25
-----------------	-----	----

※①助成金は総額150万円を限度とします。

②助成金については、課税される場合があります。

●手続き

助成の申請手続きは、洲本市役所都市計画課都市計画係で行います。

申請書類もあります。

【問い合わせ先】

●財兵庫県都市整備協会(都市景観形成助成事業担当) ☎(078)232-9661

●兵庫県都市住宅部都市政策課景観担当 ☎(078)341-7711 内線4630

●洲本市役所都市計画課都市計画係 ☎(0799)22-3321 内線235

7 届出の手續

建築物等の届出

〔届出の流れ〕

提出は市へ
洲本市都市計画課都市計画係へ、
正本1部、副本2部を提出してください。

指導・助言
洲本土木事務所建築課で行います。

交付
洲本土木事務所建築課で副本を受け取ってください。

確認申請
届出の後、建築基準法による建築
確認を行ってください。

●届出書類は洲本土木事務所建築課および洲本市都市計画課都市計画係にあります。

〔問い合わせ先〕

- 兵庫県都市住宅部都市政策課景観担当
☎(078)341-7711 内線4630
- 兵庫県洲本土木事務所建築課
☎(0799)22-3541 内線279・280
- 洲本市都市計画課都市計画係
☎(0799)22-3321 内線235

届出の対象は

都市景観形成地区内で建築物または工作物の新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替えを行う場合に届出が必要です。

- 届出書類 正本1部 副本2部
- 届出添付書類

添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2500以上	●道路等の公共空間の位置
配置図	1/200以上	●公共空間から外壁までの距離
各階の平面図	1/200以上	●植栽や花壇等の位置
各面の立面図	1/200以上	●主要部分の材料の種別、仕上げ方法および色彩 ●壁面および屋上の設備（配管等を含む）の位置 ●附属広告物の位置 ●附属施設の主要な立面図
主要部2面以上の断面図	1/200以上	●屋根勾配 ●窓辺の意匠
外構平面図	1/200以上	●門、垣、柵、塀、擁壁等の配置 ●植栽計画 ●附属施設の配置
敷地周辺状況カラー写真		●工事前の敷地および建築物を含んだ写真
完成予想図カラー写真		

備考 完成予想図カラー写真は、高さ15メートルを超えまたは建築面積1000平方メートルを超える建築物の新築、改築または増築を行う場合にのみ添付してください。

広告物の許可申請

申請の対象は

広告板、広告塔、立看板、はり札、ポスター、ネオンサイン、アドバルーン、建築物の壁面利用広告など屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物で申請が必要なものがあります。

●申請書類は、洲本市役所都市計画課にあります。

〔問い合わせ先〕

- 洲本市都市計画課 ☎(0799)22-3321 内線235

参考

■都市景観の形成等に関する条例（抜粋）

（昭和60年3月27日 兵庫県条例第17号 改正平成元年4月1日 兵庫県条例第22号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 都市景観形成地区（第4条—第9条）
- 第3章 大規模建築物等（第10条—第14条）
- 第4章 雑則（第15条—第17条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すぐれた都市景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、建築物等の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

第2・3条 一略一

第2章 都市景観形成地区

（指定）

第4条 知事は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第5条の規定により指定された都市計画区域又は淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例（平成元年兵庫県条例第22号）第11条第1項の規定により指定されたリゾート施設整備区域（法第5条の規定により指定された都市計画区域を除く。以下同じ。）内において、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、都市景観の形成を図る必要がある区域を、都市景観形成地区として指定することができる。

- (1) 駅前、街路沿い、官公庁施設の周辺等で、その都市を代表し、又はその都市の特徴を表わしている区域
 - (2) 伝統的な建造物が周辺の環境と一体をなしている区域
 - (3) 住宅街等で良好な環境を有する区域
 - (4) 新都市の建設、都市の再開発等により新たに地域が整備される区域
- 2 市長は、法第5条の規定により指定された都市計画区域又は淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例第11条第1項の規定により指定されたリゾート施設整備区域内において、都市景観の形成を図る必要があると認める区域については、都市景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、都市景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域が第1項各号の区域に該当しない場合においても、都市景観形成地区に指定することができる。

4 知事は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定しようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該都市景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、都市景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、都市景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、都市景観形成地区の変更について準用する。

（都市景観形成基準）

第5条 知事は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、当該都市景観形成地区について、都市景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の都市景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (2) その他都市景観の形成を図るために知事が必要と認める事項

3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の都市景観形成基準の決定及び変更について準用する。

（行為の届出）

第6条 都市景観形成地区内において、次に掲げる行為（建築基準法第6条第1項の規定による確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転
- (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

（指導又は助言）

第7条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（建築物等又は空地に係る要請）

第8条 知事は、都市景観形成地区内において、建築物等が都市景観形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用又は管理が都市景観の形成を阻害していると認めるときは、当該建築物等又は空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

（国等に関する特例）

第9条 都市景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第6条各号に掲げる行為については、同条の届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、通知に係る行為が都市景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

—以下省略

あすの景観をつくるシリーズ

発行順	タイトル	発行年月
No.1	あすの景観をつくる—兵庫県都市景観問題懇話会—	S59.3
No.2	都市景観の形成等に関する条例のあらまし	S61.3
No.3	大規模建築物等のための景観ガイドライン	S61.3
No.4	姫路市大手前通り景観ガイドライン	S62.3

No.5	出石町城下町地区景観ガイドライン	S63.3
No.6	社町メモリアルガーデン周辺地区景観ガイドライン	H元.11
No.7	都市景観形成助成事業のあらまし	H2.9
No.8	龍野市龍野地区景観ガイドライン	H3.3
No.9	川西市駅前地区景観ガイドライン	H3.12
No.10	洲本市古茂江海岸地区景観ガイドライン	H5.3